

広域振興局体制の整備の基本的考え方 (素案)

平成 2 0 年 6 月

岩 手 県

目 次

はじめに	1
1 これまでの経過	1
2 県南広域振興局についての検証結果	2
3 4 広域振興局体制への移行に向けた課題	3
4 今後の広域振興局体制の基本方向	4
5 移行に向けての留意事項	5
6 実施スケジュール	6

はじめに

県では、地方分権が大きな流れとなる中、県と市町村との適切な役割分担による質の高い行政サービスの提供や地域経済の強化による県民生活の維持・向上に向け、4つの広域振興圏を設定するとともに、県南広域振興局を先行的に設置して取り組んできたところです。

しかしながら、依然として厳しい雇用情勢や低い水準にとどまる県民所得など、様々な危機に直面しており、こうした危機を希望に変えていくため、平成22年度までの4年間に重点的・優先的に取り組んでいく政策などをまとめた「いわて希望創造プラン」を策定し、新地域主義戦略として、「明確な顔を持った4広域振興圏の確立」を目指すこととしました。

これを進めるに当たっては、より広域的な視点で、地域が直面する様々な課題に対応し、地域としての自立性を高め、現場主義に立脚し、県民をはじめ、市町村、団体、企業、NPO等と連携しながら、多様な施策を機動的に展開していくことが重要と考えています。

このことから、県では、持続可能な行財政構造を構築しながら、一層の地域ニーズに即した施策展開が可能になるよう、市町村優先の行政システムの下で、市町村への支援、広域的・専門的サービスなどを提供していくことを目指し、1広域振興圏1広域振興局体制に移行することとします。

1 これまでの経過

平成17年12月 広域振興圏の設定と広域振興局の設置の議決

【県議会総務委員会の附帯意見】

県南広域振興局以外の広域振興局についても、可能な限り早期に設置するよう、全力を挙げて取り組むこと。

平成18年4月 県南広域振興局の設置

平成20年1月「いわて希望創造プラン」の策定

2 県南広域振興局についての検証結果

(1) 成果

広域振興局の移行に伴う企画・管理部門の集約等の体制強化により、重要課題である市町村の行政基盤の強化に向けた支援や、産業振興を中心とした施策の展開において、地方振興局といった従来のエリアを越えて、民間力・地域力が発揮される仕組みづくりが進んでいます。

各種産業振興戦略等の策定により一体的・効率的な広域行政を推進

広域的なネットワークの形成などにより産学官連携による地域経営を推進

市町村への大幅な権限移譲により市町村優先の行政システムの構築が進展

業務、マンパワーの集約により一部の行政サービスを質的に改善

本庁からの事務移管や、予算など重要な政策決定過程への参画などにより振興局の権限を強化

(2) 課題と解決の方向性

組織体制について

ア 本局、総合支局、行政センターの三層構造を、総合支局の行政センター化等により改善

イ 管理部門の本局への集約により生じた非効率な書類搬送等の課題を、本局及び行政センターにおける会計事務等のあり方の見直しにより改善

業務運営について

ア 本庁との不明確な役割分担や業務執行の非効率性を、役割分担の再確認や連携強化により改善

イ 本局や総合支局に集約された業務に係る団体・市町の利便性を、業務運営方法の見直しにより改善

3 4 広域振興局体制への移行に向けた課題

(1) 「いわて希望創造プラン」の重点目標への喫緊の対応が必要

県民所得の向上、雇用環境の改善、人口転出への歯止めなどの重点目標に対応するため、産業振興を中心として、広域的、専門的な観点から機動的、効率的に施策展開できる体制を構築する必要があります。

特に、県南圏域を中心に自動車や半導体関連の企業進出が進むなど、県北・沿岸圏域においては、県央・県南圏域との更なる格差の拡大が懸念されることから、今後、産業振興の強化のための体制整備が、喫緊の課題であります。

「地域経営」を基本に、県民、企業、NPO、行政など地域社会の多様な構成主体の総力を結集し、地域の特色を活かした取組を展開できる体制を構築する必要があります。

(2) 市町村優先の行政システムの確立に向けた支援強化

市町村合併や権限移譲等による市町村の行財政基盤強化に向けた取組を一層効果的に支援できる体制が必要です。なお、市町村との最適な役割分担を目指し、行財政資源の最適配分による最大効率化を図る必要があります。

(3) 行財政改革への更なる取組が必要

予測を超える地方交付税総額の大幅な削減や、県債償還の高水準での推移などにより、厳しい財政運営が続き、職員給与の特例減額などの歳出抑制策を講じざるを得ない状況下で、県として解決しなければならない様々な課題に適切に対応していくためには、知事部局4千人未満体制への移行など持続可能な行財政構造を早急に構築する必要があります。

このような県全体の徹底した職員体制のスリム化を行う中で、圏域の重要かつ緊急的な課題に的確に対応できるよう、各地方振興局に分散している行財政資源を各圏域に集約し、広域振興局として組織力を最大限に発揮できる簡素で効率的な体制を整備する必要があります。

4 今後の広域振興局体制の基本方向

(1) 基本的考え方

次の視点で広域振興局体制を整備します。この場合、市町村との適切な役割分担の下で地域特性や住民ニーズに応じたサービスを提供できるようにします。

- ア 現在の地方振興局よりも広域的で専門的な業務を担えること。
- イ 本局各部の企画機能を充実させること。
- ウ 市町村優先の行政システムの構築を支援できる人的資源を確保すること。
- エ 広域振興局長が、予算をはじめ県の重要な政策決定過程へ参画すること。

県北・沿岸圏域においては、現在の複数地方振興局の企画部門を統合するなど力を結集して地域の諸課題に対応できる体制を強化します。

(2) 本庁と広域振興局の役割分担

限られた行財政資源の分散と集中を戦略的に組み合わせることにより、最適な役割分担の下に、県全体として実効性の高い施策を展開できるようにします。

具体的には、現場主義と全県的統一性、専門性・効率性の確保とのバランスに配慮しながら、次の視点で本庁と広域振興局の役割分担を整理します。

本 庁	全県的又は県域を越える政策や海外を対象とする政策の立案・調整等の業務、集約による専門性等の確保が必要な業務 など
広域振興局	地域の多様な構成主体とのネットワークの下に、現場主義に立った部局横断的総合力・機動力を生かした県民サービス業務 など

県南広域振興局のみに移管された業務の他の3広域振興局への拡大や、既に一部移管されていた業務の拡充、新たな業務移管の実施のほか、逆に広域振興局で処理するより本庁で処理したほうが適切な業務の集約も併せて実施します。

(3) 組織体制

各広域振興局の体制については、これまでの課題を踏まえた見直し後の県南広域振興局の体制を基本としながらも、産業構造などの地域特性に応じたものとしします。

各広域振興局の業務については、できるだけ本局集約の方向としますが、サービスの受け手に近いところで実施することが効果的なものは、行政センターで行います。現況から想定される業務は、次のとおりです。

行政センター	<ul style="list-style-type: none">・消費生活相談や労働相談、母子・寡婦福祉資金の貸付等の窓口業務など主に個人に対するサービス業務・農林水産業の普及指導、道路等の管理(災害時の対応を含む。)等の現場業務 など
--------	---

本局及び行政センターの位置については、広域振興局としての機能の効果的な発揮など、総合的に勘案しながら、決定する方向で検討します。

なお、県南広域振興局の各総合支局は、行政センターに移行する方向で見直すこととします。

5 移行に向けての留意事項

(1) 市町村、県を通じた行政サービスの確保

これまで地方振興局等が担ってきた役割に鑑み、市町村と県の二重行政を解消し、その役割分担を整理しながら、地域への行政サービスを極力維持できるよう努めていくこととします。

(2) 県民や市町村等との連携

地方振興局等が培ってきた、重要なパートナーである県民や各種団体との協働関係を発展させつつ、市町村との連携について配慮していくこととします。

(3) 保健所など他の圏域の業務との整合

保健所や農業改良普及センターなど、他の既存圏域の業務については、広域振興局移行後であっても、それぞれの目的や性格に鑑み、円滑に運営できるよう配慮していくこととします。

(4) 広域振興圏の境界に位置する地域の振興

圏域の境界に位置する地域については、その振興が図られるよう具体の施策推進で配慮していくこととします。

6 実施スケジュール

今後の4広域振興局体制の整備に向けた取組については、市町村、県民、関係者との十分な意見交換に努めることとし、移行時期については、県民等への周知期間の確保、諸準備等を考慮し、平成22年4月とします。

平成20年6月	「基本的考え方(素案)」の公表、パブリックコメント、地域説明会、市町村等との意見交換など
平成21年2月	「基本的考え方」の公表
平成21年6月	実施案の公表、パブリックコメント、地域説明会、市町村等との意見交換など
平成21年9月	関連条例の県議会への提案
平成22年4月	4広域振興局体制への移行